

2015年2月28日施行

2015年12月5日改訂

2021年1月9日改訂

紀伊半島研究会 会員細則

(会員)

1. 会員は、下記の提供を受けることができる。

紀伊半島研究会総会（11月から3月までの期間に開催）の案内

紀伊半島研究会シンポジウムの案内

その他、活動に関する情報の提供

(会員登録)

2. 会員として上記の提供を行うために必要な下記の（1）から（5）の情報を紀伊半島研究会事務局に登録し、会費を納入することで、会員登録を行うことができる。登録した情報が変更となる場合は、紀伊半島研究会事務局に変更内容を通知することとする。登録された情報は、会員への上記の提供を行うためだけに使用する。

- （1）氏名（ふりがな） （2）連絡先住所 （3）連絡先電話番号
（4）連絡先メールアドレス （5）所属 ※（1）から（3）は必須項目

(会費納入)

3. 会員は年度（4月から翌年3月までの1年間）ごとに以下のとおり会費を納入する。

（1）年会費

1,000円

（2）納入方法

会費は前年度中に事前納入することとし、前年度の総会の案内通知に記載された口座番号に窓口あるいはATMより納入する、または総会当日に受付で納入する。ただし、振替手数料等については、会員本人が負担するものとする。

（3）納入期限

納入期限は、原則として前年度末（3月31日）とする。ただし、当該年度の総会案内の送付までに納入されたものは、当該年度の会費として取り扱う。

(会員資格)

4. 下記のいずれかの場合は、会員登録を抹消する。

- （1）会員が事務局に退会を申し出た場合
（2）長期間会費納入がない場合
（3）当該会員登録が、本会の目的・活動に著しく支障をきたすと運営委員会が判断した場合

問い合わせ先

紀伊半島研究会事務局（奈良女子大学内）

ウェブサイト <http://kii-peninsula.sakura.ne.jp/>

事務局連絡先 office@kii-peninsula.sakura.ne.jp